

加工食品の原料原産地表示の さらなる推進について

報告書（案）

平成18年 月 日

食品の表示に関する共同会議

厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
表示部会食品表示調査会 及び
農林水産省農林物資規格調査会表示小委員会
の共同開催

目 次

I	加工食品の原料原産地の義務表示対象品目の見直し	
1	義務表示対象品目の選定要件の基本的な考え方	1
2	義務表示対象品目の具体的な選定要件	3
II	任意での情報提供の推進	
1	消費者への情報提供についての基本的な考え方	5
2	義務対象以外のものについての原料原産地情報の表示	6
3	表示以外の方法による原料原産地情報の提供の考え方	7
4	原産地について情報提供を行う原料	9
5	消費者の取組	10
III	今後の原料原産地表示の考え方等の見直しについて	
1	見直しの検討時期について	11
2	今後、見直しを行う場合考慮すべき事項	11
IV	今後のスケジュール	14

加工食品の原料原産地表示については、平成１２年に「梅干し、らっきょう漬け」に義務付けられたように、当初は個別の品目毎に精査しその結果に従ってＪＡＳ法に基づく個別品目毎の品質表示基準を策定し、義務付けが行われた。

しかし、消費者、事業者双方から義務表示対象品目であるか否かがわかりにくいなどの指摘があり、また一方で、様々な品目について表示対象とすべきとの意見があった。この様な状況を踏まえて、共同会議において検討を行い、品目横断的な要件に照らして対象品目を選定することとして、平成１５年８月６日に、選定要件や選定方法等を内容とする「加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向 報告書（以下「報告書」という。）」をまとめた。

その後、報告書で示した選定の考え方にに基づき、パブリックコメントや公開ヒアリングも実施した上で、義務対象品目として２０食品群を選定した。これに即して平成１６年９月１４日に加工食品品質表示基準が改正され、平成１８年１０月２日以降に製造される加工食品からその表示を義務付けることとされた。

また、その際、原料原産地表示の対象品目については、①表示の実施状況、②製造及び流通の実態、③消費者の関心等を踏まえて、今後、必要な見直しを行うこととされた。

これを受けて、今般、共同会議においては、製造・流通の実態や消費者の関心等を踏まえ、原料原産地の義務表示対象品目の見直し等について検討を行い、加工食品の原料原産地に関する情報が製造業者等から消費者に適切に伝達されることにより、消費者の商品選択に資することはもとより、両者の間に良好な信頼関係が築かれるよう、以下のとおりその考え方を整理した。

I 加工食品の原料原産地の義務表示対象品目の見直し

1 義務表示対象品目の選定要件の基本的な考え方

平成１６年９月に２０食品群に原料原産地表示を義務付けた際は、

- ① 原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品

質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうち、
② 製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品

との品目横断的な基本的な要件を基に、具体的な品目の選定が行われた。

①の要件については、義務表示対象品目の選定の考え方であるが、

ア. 加工食品は、その製造段階が多段階にわたり、また、多くの原材料から製造され、原料の産地も変動する場合があるなど、全ての加工食品に原料原産地表示を義務付けることには無理があり、一定の考え方で線引きを行う必要があること、

イ. 加工食品には、原料素材の産地による違いが製品の品質に大きく影響するものもあれば、一方で、一定の品質の商品を高度な加工技術により実現し、年間を通じて安定的に提供するなど、必ずしも原料の産地が製品の品質にあまり係わらない品目もあること、

ウ. ①の要件は、参考（加工食品の原料原産地表示の義務付けの経緯・変遷）にまとめたように、個別品目毎に品質表示基準を検討していた当時から今日まで継続しており、ある意味では普遍的な考え方であること、

等を踏まえて考えると、今回の見直し検討においても、加工食品に原料原産地表示を義務付ける場合の基本的な考え方として、これを変更する必要はないと考えられる。

一方、②の要件については、義務表示対象品目のうち、表示すべき原材料についての考え方であり、20食品群への表示内容にも関わることになるものである。20食品群への原料原産地表示の義務付けが平成18年10月1日まで約2年間の移行期間が設けられ、表示の完全義務化に向けて準備中の現時点で、表示すべき原料の要件を変更することは、無用な混乱を招くことから行うべきではないと考えられる。

以上のような点を踏まえると、現時点での見直しにおいて20

食品群を選定した際の基本的な要件（①及び②）を変更することはない。

2 義務表示対象品目の具体的な選定要件

20食品群を選定した際には、1に示した2つの基本的な要件に基づき、特に、義務表示対象品目の選定の考え方である①については、具体的に、

- ・ 加工の程度が低い、言い換えれば生鮮食品に近い加工食品であること
- ・ 原産地によって原料の品質に違いが見られ、商品の差別化（価格等を含む）がされていること
- ・ 原料の調達先が海外も含め多様であること

等の要素や、実行可能性なども含めて総合的に判断を行った。

しかし、初めて品目横断的な共通のルールの下で選定を行うことから、より客観的で具体的な判断基準に基づき品目間の整合性に配慮した選定が行われた。すなわち、原産地による原料の品質の違いによる商品の差別化や、原料の調達先が海外も含め多様であるという要件より、加工の程度が低いという要件を重視し、基本的に「加工段階が1段階」の品目を中心に対象品目の選定を行った。

また、検討の中で、原料の切替・混合や海外で製造された中間加工品の利用など、原料原産地を正確に把握することが困難な場合があることが明らかとなったことから、表示の実行可能性を考慮した上で選定を行った。

さらに、20食品群を具体的に選定した際には、加工食品の原料原産地の義務表示対象品目の今後の見直しについて、

- ・ 製造及び流通の実態
- ・ 消費者の関心
- ・ 表示の定着状況

等を踏まえて行うとの考え方を示したところである。